

運 営 規 程

社会福祉法人 桂和会

指定短期入所生活介護

ショートステイくりのみ

指定介護予防短期入所生活介護

ショートステイくりのみ運営規定

《施設の目的》

第1条 社会福祉法人桂和会ショートステイくりのみ（以下「当事業所」という。）は、利用者の心身の状況により、もしくはその家族に疾病、冠婚葬祭、出張などの理由により、または利用者の家族の身体的および精神的な負担の軽減を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある方を対象に、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

《運営の方針》

第2条 当施設は、入所者の意思および人格を尊重し、常にその立場に立って必要なサービスの提供に努める。

当施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス、または福祉サービスを提供するものと密接な連携に努める。

《事業所の名称等》

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 ショートステイくりのみ

所在地 札幌市豊平区平岸8条12丁目3番20号

《従業者の職種、員数及び職務》（介護予防短期入所生活介護を兼務）

第4条 当施設に勤務する主な職種、員数、職務の内容は次の通りとする。

（1）施設長 1名

施設長は、従業員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行い、従業員に必要な指揮命令を行う。

（2）事務員 1名

事務員は、施設の管理、庶務会計業務、物品の管理、その他の職員に属しない事務を行う。

（3）生活相談員 2名

生活相談員は、入所者の心身の状況、そのおかれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じると共に、必要な助言その他の援助を行う。

（4）介護職員 31名

介護職員は、入所者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって必要な援助を行う。

（5）医師 1名 看護職員 4名

医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行う。

(6) 機能訓練指導員 4名 (兼務)

入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。

(7) 介護支援専門員 1名

入所者に対し、その心身の状況等を調査し、介護の提供に係る計画の作成を行う。

(8) 管理栄養士 1名

管理栄養士は、利用者の栄養並びに心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な食事の提供に努める。

(9) 運転手 1名

運転手は車輛の運転及び管理を行う。

(員数は正職員、契約職員の合計)

- 2 施設長は、前項の規定にかかわらず、職員をしてその分掌する以外の事務について、その緩急繁閑に応じてお互いに協力させることができる。

《勤務体制の確保等》

第5条 施設は、入所者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業員の体制を定めます。

2 入所者に対するサービスの提供は、施設の従事者によって行います。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。

3 施設は、従業員の資質向上のための研修の機会を設けます。その際、施設は全ての介護に関わる職員（介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に認知症基礎講座の研修機会を設ける。

採用時研修を採用 12 カ月以内に実施します。

4 施設は、適切な介護サービスの提供を確保するにあたり、職場内における性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

《利用者定員》

第6条 当事業所の定員は、14名とする。(指定介護予防短期入所生活介護含む)

《利用者に対するサービスの内容》

第7条 利用者に対し、入浴、排泄、離床、着替え、整容、食事の介護、食事の提供、相談および援助、社会生活上の便宜の供与、機能訓練、健康管理等についてサービスを提供する。

《利用者に対するサービスの利用料、その他の費用の額》

第8条 当該事業所の介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準とし、法定代理受領サービスがある時はその1割の額とする。また、法定代理受領サービス以外は、その実費とし以下に掲げる額を利用者から徴収する。

(1) 食費(1日あたり)

単位:円

	利用者負担 第1段階	利用者負担 第2段階	利用者負担 第3段階①	利用者負担 第3段階②	利用者負担 第4段階以上
利用者負担額	300	600	1,000	1,300	1,445

(2) 滞在費(1日あたり)

単位:円

		利用者負担 第1段階	利用者負担 第2段階	利用者負担 第3段階	利用者負担 第4段階以上
利用者	多床室	0	370	370	915
負担額	従来型個室	320	420	820	1,231

なお、(1)食費及び(2)滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

(3) 理美容代 実費相当額

(4) 前各号に掲げるもののほか、当施設において利用者に対して提供されるサービス、便宜のうち、利用者が負担することが適当と認められる費用実費相当額

_(5) 食事代について、請求は1食単位での請求とする。

	朝	昼(おやつ含む)	夕
料金	420円	605円	420円

2 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービス提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い同意を得ることとする。なお、やむをえない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には、予め利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

《通常の送迎の実施地域》

第9条 当事業所の通常の送迎実施地域は、札幌市豊平区全域及び南区の一部（澄川全域）清田区の一部（清田及び北野全域）白石区の一部（栄通及び南郷通全域）

《施設の利用に当たっての留意事項》

第10条 利用者が、留意すべきルールは次の通りとする。

- (1) 利用者の能力や健康状態についての情報を正しく施設側に提供すること。
- (2) 他の利用者や施設の職員の権利を不当に侵害しないこと。
- (3) 特段の理由が無い限り、施設の取り決めやルール及び協力医師の指示に従うこと。
- (4) 自傷他害行為を行わないこと。
- (5) 施設の提供する各種のサービスに異議のある場合は速やかに施設側に申し出ること。

《緊急時における対応方法》

第11条 利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医か当事業所の医師または協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

《非常災害対策》

第 12 条 非常災害に関する具体的計画を立てておくと共に、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行う。

災害時における業務継続計画（BCP）を作成し、定期的に見直しをはかる。

《衛生管理等》

第 13 条 当事業所は、利用者の使用する食器その他の設備、もしくは飲料に供する水について衛生な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品および医療器具の管理を適正に行う。更に、施設において感染症が発生しまたは蔓延しないように、必要な措置を講ずる。年 2 回の研修の実施。

《協力病院》

第 14 条 当事業所は、緊急治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力病院および協力歯科医療機関を定めるものとする。

《掲 示》

第 15 条 当事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従事者の勤務の体制、協力病院、利用料、その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示し、ホームページ上に掲載する。

《秘密保持等》

第 16 条 当事業所の従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じるものとする。

2 当事業者の従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じるものとする。

3 当事業所が居宅介護支援事業者に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文章等により利用者の同意を得ておくこととする。

《広 告》

第 17 条 当事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽または誇大なものにしない。

《利益の供与および利益の収受の禁止》

第 18 条 当事業所は、居宅支援事業者に対し、要介護被保険者に当指定介護老人福祉施設を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。また、居宅介護支援事業者またはその従事者から、当指定介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

《苦情の処理等》

第 19 条 当事業所は、第 6 条に基づいて提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じることとする。

2 当事業所は、第 6 条に基づいて提供したサービスに関し、法第 23 条の規定に基づいて市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは掲示の求め、または当該市町村の職員から質問もしくは照会があった場合は、これに応じると共に、当該市町村からの指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うこととする。

3 当事業所は、第 5 条に基づいて提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会（国保連）が行う法第 176 条第 1 項第 2 号の規定に基づく調査に協力すると共に、国保連から同号の規定による指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うこととする。

《地域との連携等》

第 20 条 当事業所は、その運営に当たっては、住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の、地域との交流に努めることとする。

《事故発生時の対応》

第 21 条 当事業所は、利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに必要な措置を講じると共に、利用者の家族や市町村に連絡を行うこととする。

2 当事業所は、利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこととする。

《身体拘束・虐待防止のための措置に関する事項》

第 22 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- 1 施設における身体拘束、虐待防止のための対策をする、身体拘束・虐待防止委員会を定期的
に開催し、職員への周知を図る。また、その記録を残す。
- 2 施設における身体拘束防止・虐待防止に関する各指針を整備する事。
- 3 施設における、介護職員その他従業員に対して、身体拘束防止・虐待防止の研修を実施する
こと。（年 2 回）
- 4 虐待防止に対する担当者を設置する。

《入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する》

第 23 条 当施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他生産性の向上に資する
取り組みの促進を図るために、当該施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保
及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（ケアワーカー会議）を定期的に
行うこととします。

《会計区分》

第 24 条 当事業所は、短期入所生活介護サービスの事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。

《記録の整備》

第 25 条 当事業所は、従事者、設備および会計に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保持する。

付 則	この規定は、平成 13 年 11 月 1 日から施行する。
付 則	この規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
付 則	この規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
付 則	この規定は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。
付 則	この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
付 則	この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
付 則	この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
付 則	この規定は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。
付 則	この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
付 則	この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
付 則	この規定は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。